

議案第78号

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月2日提出

三田市長 竹内英昭

記

1 債権の名称

市民病院診療費一部負担金

2 債務者

大阪府大阪市西成区萩之茶屋1丁目●●●●●●

● ● ● ●

3 債権金額

1,292,648円

4 放棄の理由

上記債務者は、救急車で搬送され緊急入院となった患者であるが、退院後に同人が申告した内容に偽りがあったことが判明し、連絡をとることができない事態に陥り債権回収の見込みがないため。